

平成27年3月23日

法人インターネットバンキングをご利用のお客様へ

一 関 信 用 金 庫

法人インターネットバンキングの被害補償について

一関信用金庫法人インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今、法人インターネットバンキングを悪用した不正送金被害が全国的に発生しています。一関信用金庫では、現時点において不正送金被害は発生しておりませんが、不正使用による送金等において善意無過失と認められた場合には、1口座につき1,000万円を上限として被害額を補償いたします。

尚、以下の状況を判定することにつきましては、お客様の申告、又は、当金庫の調査（保険会社による調査を含みます）により、当金庫が検討・判定した結果に基づきます。

記

1. 補償金額

上限1,000万円（年間1口座あたり）

2. 補償の要件

契約者ID（利用者番号）、ログイン用暗証番号、確認用暗証番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額のうち1,000万円を限度に補償を請求することができます。

- (1) お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

3. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、インターネットバンキングに必要な顧客情報・端末機の紛失・盗難、または盗難されることなく他人に不正使用されたことによる被害の通知を当金庫が受理した日の 30 日前以降受理した日までの 31 日間に行われた不正使用による損害を補償いたします。

尚、補償額は、補償期間中に他人に不正使用された金額のうち組戻し等の手続きにより回収できなかった金額（組戻し等に要した手数料含む）とします。

4. 補償の制限

次のいずれかに該当する場合には、補償の対象となりません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - イ. お客様の使用人自ら行った、または加担した盗取、詐取、もしくは横領によって生じた損害の場合。
 - ロ. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

5. その他

以下に該当する場合は、補償対象外となることもありますのでご注意ください。

- (1) 当金庫の推奨する OS、ブラウザ以外でインターネットバンキングを使用した場合。
- (2) OS、ブラウザが修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合。
- (3) セキュリティ対策ソフトを導入していない場合や、導入していても最新の状態に更新されていない場合。

以上

【被害に遭われた場合】

万が一、被害に遭われた場合は直ちに当金庫にご連絡ください。

一関信用金庫 事務部事務管理課 TEL 0191-23-6111（平日 9 時～17 時）